

## 第5章 成年後見制度利用促進基本計画



# Ⅰ 計画策定の背景・位置づけ

---

## (1) 計画策定の背景

本市の総人口は増え続けており、令和6年3月末の総人口は46,498人となっています。年齢3区分の構成比では、老年人口(65歳以上)割合が年々上昇し、平成30年3月末の24.3%(10,609人)から令和6年3月末には26.3%(12,236人)となっており、今後は老年人口の増加に伴う「認知症高齢者の増加」や知的及び精神障がい者を支える親の「親なき後問題」が課題となってくることが予測されます。

さらに少子高齢社会の進展、生活様式の多様化などを背景に、高齢者世帯や単独世帯が増加するなど家族構成も大きく変化しています。

このような状況から、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度に関する取り組みを継続的・体系的に実施していくため「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、第4次南城市地域福祉計画に掲げられている「施策9 権利擁護の推進」と一体的に取り組むものとして、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律 ※抜粋

(市町村の講ずる措置)

#### 第14条

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### (3) 成年後見制度の概要

#### ① 成年後見制度の種類

「成年後見制度」は、認知症、知的障がいその他精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段であり、「法定後見制度」および「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
申立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結。 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消したりできる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等(注)の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

(注) 後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人  
任意後見制度における任意後見監督人

## ②法定後見制度の概要

法定後見制度における後見人は、次の後見人、保佐人、補助人の3種類に分かれます。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等(注5)(注6)		

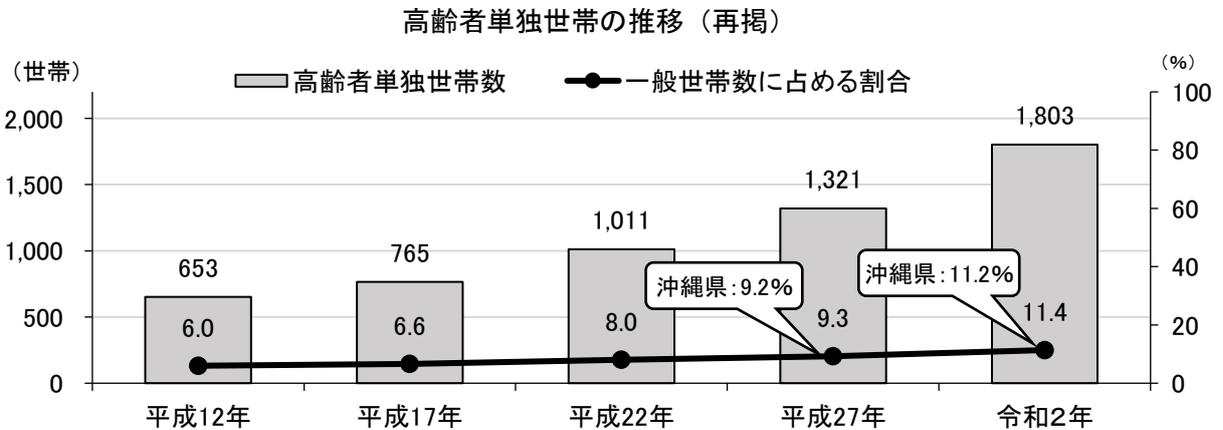
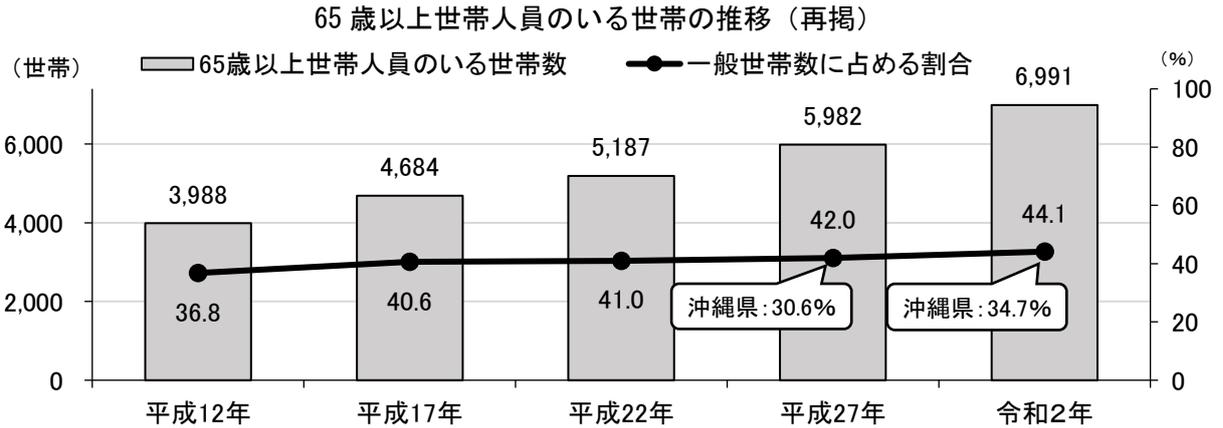
資料:厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和4年8月)」

- (注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
- (注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- (注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができず。
- (注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- (注5) これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。
- (注6) 令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

## 2 高齢者及び障がい者の現況

### (1) 高齢者のいる世帯

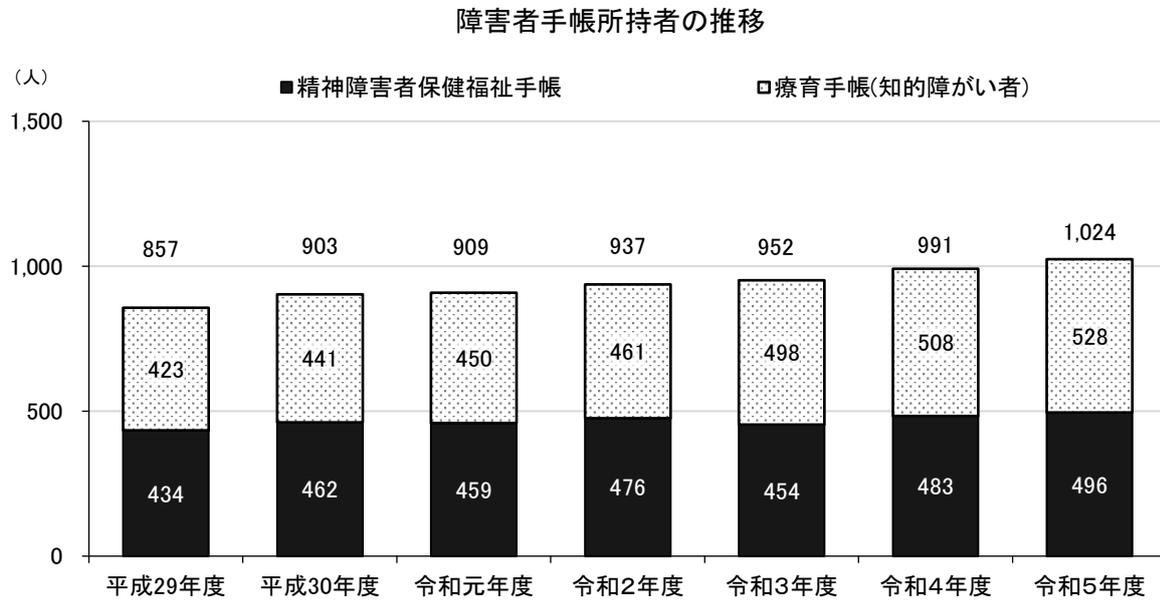
国勢調査によると、本市の65歳以上世帯人員のいる世帯数は年々増加しています。また、高齢者単独世帯数も年々増加しており、平成12年から令和2年の20年間で約2.8倍となっています。



資料：国勢調査

## (2) 精神障害者福祉手帳所持者及び療育手帳所持者（知的障がい者）

障害者手帳の所持者数では、精神障害者保健福祉手帳所持者及び療育手帳所持者（知的障がい者）は年々増加傾向にあります。



### 3 成年後見制度に関する現況

#### (1) 「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」の利用状況

令和5年度の成年後見制度市長申立て件数は3件で、ホームページや広報誌での周知や、窓口にてリーフレットを用いた成年後見制度の説明、市社会福祉協議会の無料法律相談等の案内、親族申立の支援等を行っています。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、リーフレットにて制度の紹介を行っており、令和6年3月時点18名の方が日常生活自立支援事業を利用しています。

成年後見制度に関する利用状況

年度	成年後見制度 (過去5年間の通報件数)		成年後見制度報酬助成事業
	相談件数	市長申立て件数	
令和2年度	55	2	3
令和3年度	28	1	3
令和4年度	42	3	3
令和5年度	51	3	3

資料：南城市福祉事務所概要

福祉サービス利用者支援事業（日常生活自立支援事業）に関する利用状況（社協）

年度	金銭管理サポート事業	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の 利用者数
令和2年度	148	609	16
令和3年度	175	570	18
令和4年度	80	834	20
令和5年度	74	792	18

資料：南城市福祉事務所概要

#### (2) 虐待に関する相談件数

高齢者及び障がい者等の虐待に関する相談においては、人権や財産等の権利を守ることも重要となります。

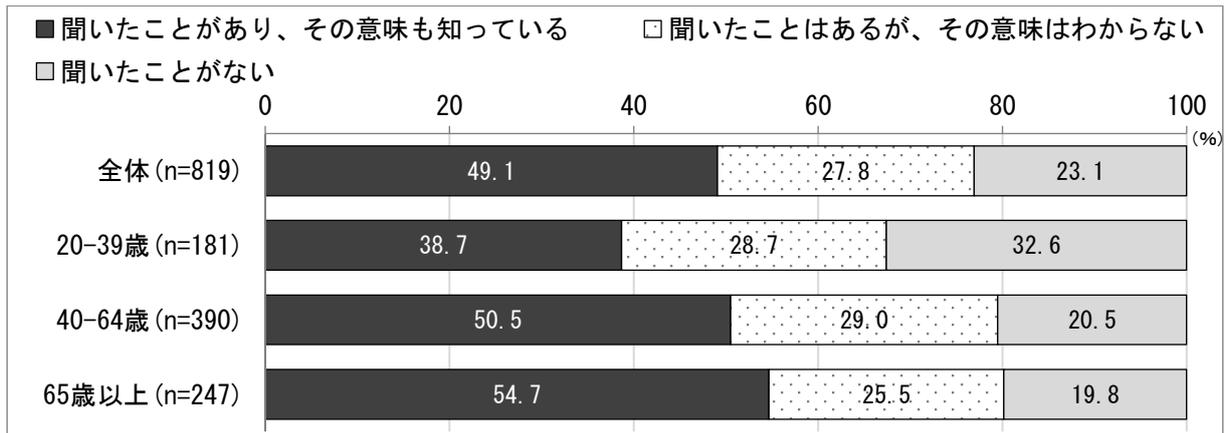
年度	高齢者（件）	障がい者等（件）
令和2年度	210	3
令和3年度	116	5
令和4年度	124	3
令和5年度	55	4

資料：南城市福祉事務所概要

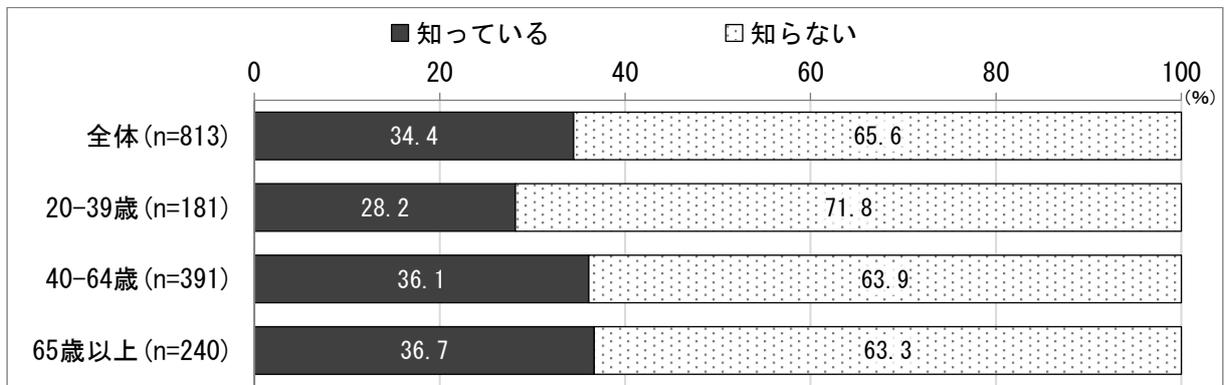
### (3) 意識調査からみえる現状

市民アンケートでは、成年後見制度について「聞いたことはあるが、その意味はわからない」「聞いたことがない」と回答した方は約半数、また、日常生活自立支援や福祉サービス等について「知らない」と回答した方は全体の半数以上を占めています。市民に対する情報周知を徹底し、住民がお互いで見守ることができる体制を作るとともに、適切な制度利用につなげる必要があります。

【成年後見制度について】（再掲）

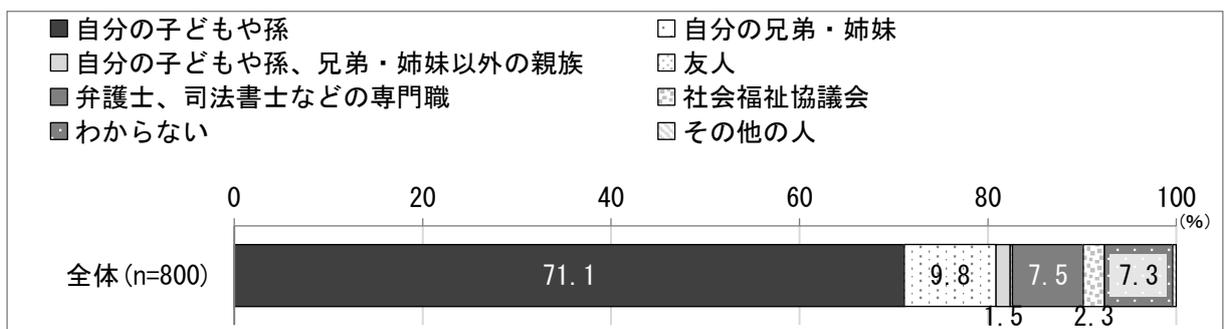


【日常生活自立支援や福祉サービス等について】（再掲）



ひとり暮らしの高齢者と想定した場合、あなたの認知機能の低下などで判断ができなくなった時

【契約行為や金銭管理などの依頼先】



## 4 課題

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化により、自分らしい生き方を適切に選択・継続するための身元保障や金銭管理などについて、親族から支援が受けられない人が増加しています。

本市においても高齢化の進行や核家族化、高齢者の単独世帯増加等に伴い、今後、成年後見制度の必要性が高まることが考えられます。

住民意識調査では、半数以上の方が成年後見制度について認識していません。必要な人が必要な時に利用できるよう、市全体へ広く周知するとともに、国の基本計画の内容を勘案しながら、地域の実情に即した支援体制を構築する必要があります。

また、地域に暮らす一人ひとりの尊厳や権利を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見・早期対応への取り組みも必要となってきます。

### 要介護（要支援）認定者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」の人数（40歳～64歳）

年度	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
令和5年度	22	5	8	8	0	2	0
令和4年度	16	3	10	6	0	3	0
令和3年度	18	6	8	3	0	1	1
令和2年度	25	6	7	5	0	2	0

資料：沖縄県要介護（要支援）認定を受けている人の「認知症高齢者の日常生活自立度」調査

### 要介護（要支援）認定者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」の人数（65歳以上）

年度	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
令和5年度	354	210	727	434	55	171	5
令和4年度	397	235	592	354	43	109	6
令和3年度	383	235	551	387	45	116	5
令和2年度	357	209	563	411	42	118	3

資料：沖縄県要介護（要支援）認定を受けている人の「認知症高齢者の日常生活自立度」調査

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	—
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	—
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする。	—
III a	日中を中心として上記IIIの状態がみられる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省

## 5 施策体系

施策の展開	具体的な取り組み
1.体制構築	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 中核機関の整備</li><li>◇ 地域連携ネットワークの構築</li><li>◇ 相談窓口・支援体制の充実</li><li>◇ 後見人等の担い手の確保・育成</li><li>◇ 法人後見実施機関の立ち上げ・活動の支援</li><li>◇ チームによる支援体制の推進</li><li>◇ 支援機関との連携</li><li>◇ 関係機関との連携</li><li>◇ 虐待の未然防止・早期発見への取り組み</li></ul>
2.権利擁護に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 人権尊重の意識啓発活動</li><li>◇ 人権教育と相談・支援体制の整備</li><li>◇ 相談窓口の周知</li><li>◇ 意思決定支援の普及啓発</li><li>◇ 成年後見制度の理解促進</li></ul>
3.制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 任意後見制度の利用促進</li><li>◇ 専門職による成年後見制度・くらしの相談会</li><li>◇ 適切な制度利用の促進</li><li>◇ 財産管理等の支援</li></ul>

## 6 具体的な取り組み

### (1) 体制構築

#### 方向性

○成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた支援を可能とする支援体制を構築します。

取り組み	
支援体制の整備	<p>【中核機関の整備】 「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を持つ中核機関を整備し、専門的知識を蓄積かつ業務を安定的に運営するための体制構築に努めます。</p>
	<p>【地域連携ネットワークの構築】 地域や福祉関係機関、行政などに司法を加えた多様な分野が連携するための協議会等の設置について検討を進めます。</p>
相談窓口・支援体制の充実	<p>【相談窓口・支援体制の充実】 地域の住民同士がお互いに見守ることができ、自ら考え行動できるよう、情報の提供や相談窓口の周知を図ります。また、早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。地域において自ら相談窓口に来ることができない方については、民生委員や権利擁護の支援者等の協力のもと、相談支援ニーズの発掘に努めます。</p>
担い手育成	<p>【後見人等の担い手の確保・育成】 適切な後見人が選任されるためには、後見業務の担い手として多様な人材が必要であることから、後見人養成講座を開催する等、担い手の育成を推進します。</p>
	<p>【法人後見実施機関の立ち上げ・活動の支援】 市内における法人後見実施機関の立ち上げや活動の支援を行います。</p>
チーム及び関係機関との連携	<p>【チームによる支援体制の推進】 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前は身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は後見人が加わり、「チーム」による支援体制を築きます。法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みづくりを推進します。</p>
	<p>【支援機関との連携】 サービス利用者が不利益を被らないよう、社会福祉協議会や福祉サービス提供事業所と連携できるよう体制づくりを推進します。</p>
	<p>【関係機関との連携】 「要保護児童等対策地域協議会」や「障害者虐待防止ネットワーク協議会」、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」での関係機関と連携強化し、迅速かつ的確な対応を組織的に行っていきます。</p>
	<p>【虐待の未然防止・早期発見への取り組み】 福祉サービス事業所をはじめ、警察や関係機関との連携、また民生委員児童委員等による見守り活動を強化することで、高齢者や障がい者に対する虐待等の防止・早期介入に努めます。</p>

## (2) 権利擁護に関する普及啓発

### 方向性

- 人権尊重に対する意識を深めるとともに、成年後見制度を含む権利擁護の仕組みについて普及・啓発を図り、地域において権利擁護の支援が必要な人の発見に努めます。

### 取り組み

#### 【人権尊重の意識啓発活動】

人権尊重に対する意識を深める啓発活動を推進し、偏見や差別意識を持たないような環境づくりに努めます。

#### 【人権教育と相談・支援体制の整備】

学校教育、生涯学習並びに関係機関と連携した人権教育や権利擁護に関する相談を実施し、児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)、ハラスメントなど、深刻な人権侵害について、予防、早期発見・早期対応できる環境整備に努めます。

#### 【相談窓口の周知】

虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

#### 【意思決定支援の普及啓発】

保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に意思決定支援の重要性や考え方が浸透するように、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行います。

#### 【成年後見制度の理解促進】

認知症や障がいを持つ方など、財産管理や意思決定に関して支援を要する人の権利が守られるように、後見人が財産管理や福祉サービスの利用契約などを執り行なう成年後見制度について、広報誌やホームページ等で制度や相談窓口について紹介を行います。

### (3) 制度の利用支援

#### 方向性

○本人の意思を尊重した適切な支援につながるよう、また必要な利用者にとってより身近な制度となるよう、制度の利用支援を行います。

#### 取り組み

##### 【任意後見制度の利用促進】

将来、判断能力が不十分になった場合に備え、予め後見事務の内容と後見人について契約しておく任意後見制度について市民に対する周知と助言を行うなど、任意後見制度の利用促進を図ります。

##### 【専門職による成年後見制度・くらしの相談会】

法律・福祉専門職による相談会を定期的開催し、適切な制度やサービスの利用につなげます。

##### 【適切な制度利用の促進】

成年後見制度を利用したくても身近に申し立てる親族がいない、後見人の報酬を負担できないなど、さまざまな理由で利用できない方に対しては、必要に応じて市長申立や報酬助成を行い適切に制度利用につなげます。

##### 【財産管理等の支援】

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や、金銭管理といった財産管理等について、事業の周知を図るとともに関係機関と連携を取り、必要としている人につないでいくように努めます。また、日常生活自立支援事業の利用相談に関して、専任職員の配置や職務分担に向けて検討します。

#### 評価指標(目標値)

指標	現状 (令和6年)	目標 (令和11年)
市民アンケート 「成年後見制度について、意味を知っている」と回答した割合	48.6%	60.0%

